

2月16日(金)～3月15日(金)は合同申告会場です

税の申告は期間内にお早めに

所得税、個人事業者の消費税、
贈与税、市・県民税 合同申告会場

◆とき 2月16日(金)～3月15日(金) (土・日曜日、休日を除く)。
午前9時～午後5時 (受付は午後4時まで)

※会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。

◆ところ ヒルホテルサンピア伊賀 3階 伊賀の間

※申告会場開設期間中は「上野税務署」「伊賀県税事務所」「伊賀市役所」内 (こは申告会場を設けていませんので) ご注意ください。

確定申告は
スマホから
できます

自動計算
動入力
自宅から



確定申告 作成 Q 検索



▲申告会場

「申告書の送付先・問い合わせ」
○所得税、個人事業者の消費税、贈与税の確定申告
上野税務署 〒518-1083 6 緑ヶ丘本町1680
☎21・0950 (自動音声案内)
○市・県民税の申告
課税課 ☎22・9613 FAX 22・9618
✉kazei@city.iga.lg.jp

◆確定申告書用紙について

令和5年分所得税、個人事業者の消費税、贈与税の確定申告と、令和6年度市・県民税の申告について、上野税務署、伊賀県税事務所、伊賀市が合同で申告会場を設けます。期間内にお早めに申告してください。

また、会場の混雑緩和のため、可能な限りe-Tax(電子申告)または郵送による申告をお願いします。

○会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。整理券はアプリで事前に入手できるほか、当日、会場配布します。なお、配布状況によっては後日の来場をお願いすることがあります。
○**無料送迎バスは運行しません。**公共交通機関をご利用ください。

近年、ICT(情報・通信技術)を利用した申告件数が増加していることから、申告書用紙の送付に代えて、「確定申告のお知らせ」はがきをお送りする場合があります。

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画で案内しています。



確定申告 動画 Q 検索

市・県民税申告会場

下記の各会場はかなりの混雑が予想されますので、できる限り合同申告会場の「ヒルホテルサンピア伊賀」をご利用ください。

とき	ところ	時間
2月 7日(水)・8日(木)	大山田福祉センター ふれあい広場	【1日目】 ※午前中の定員は25人 ○受付：午前8時30分～午後4時 ○開始時間：午前9時30分～、午後1時～ (午後4時までに受付を済ませた人の申告が終わり次第終了) 【2日目】 ○受付：午前8時30分～ 正午 ○開始時間：午前9時30分～ (正午までに受付を済ませた人の申告が終わり次第終了)
2月 14日(水)・15日(木)	阿山保健福祉センター ホール	
2月 21日(水)・22日(木)	島ヶ原支所 2階会議室	
2月 28日(水)・29日(木)	いがまち保健福祉センター 研修室	
3月 6日(水)・7日(木)	青山複合施設 アオーネ (阿保地区市民センター) 会議室	

申告が必要な人

■所得税の確定申告が必要な人

- 「事業をしている」「不動産収入がある」「土地や建物を売った」などで、令和5年中の所得金額の合計金額が所得控除(基礎控除・扶養控除など)の合計額を超える場合
- 給与所得者で
 - 給与の年収が2,000万円を超える場合
 - 1カ所から給与などの支払いを受けている人で、給与所得や退職所得以外の各種所得の合計額が20万円を超える場合
- 2カ所以上から給与などの支払いを受けている人

で、年末調整された主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える場合

※令和5年中の公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、**確定申告をする必要はありません。**

※確定申告をする必要のない給与所得者や年金受給者でも、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けるときは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

こちらでチェック!

■市・県民税の申告が必要な人

住民票がある	住民票がない
令和5年中に所得があった 令和5年中に所得がなかった	令和5年中に所得があった 令和5年中に所得がなかった
所得が給与のみ 所得が公的年金のみ	所得が給与のみ 所得が公的年金のみ 営業や農業、不動産、株式配当などの所得があった 医療費控除などを受けたい 市内在住の人に扶養されていた 市内在住の誰にも扶養されていなかった 市内に事務所・事業所・家屋敷を所有している ※所定時期に申告書を送付します。
給与支払報告書が勤務先から提出済み 給与支払報告書が勤務先から未提出 公的年金支払報告書が支払者から提出済み 上記の人のうち社会保険料控除などを受ける 公的年金支払報告書が支払者から未提出	申告不要 申告必要 申告不要 申告必要 申告必要 申告必要 申告不要 申告必要 申告必要

国民健康保険加入者・後期高齢者医療制度加入者・福祉医療費受給資格者は市・県民税の申告が必要です

◆所得により保険税額(料)を減額します

伊賀市国民健康保険では、保険税額を算定する際に、世帯主とその世帯の被保険者全員の総所得金額などの合算額が法令により定められた所得基準を下回る時は、均等割額と平等割額の7割、5割または2割を減額します。

後期高齢者医療制度でも、被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額などの合算額が基準額を下回るとき、均等割額を減額します。



◆減額には市・県民税の申告が必要です

収入状況が不明な人がいる世帯は減額できません。前年に収入がまったくない人や、障害年金・遺族年金などの非課税所得のみの人で、市内在住の誰にも扶養されていなかった人は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の賦課資料と福祉医療費受給資格認定資料にもなるため、必ず市・県民税の申告をしてください。

【申告期間】

2月16日(金)～3月15日(金)
※市・県民税の申告については、10～12ページをご覧ください。

【問い合わせ】

○保険年金課 保険年金係
☎ 22-9659 FAX 26-0151
○保険年金課 医療助成係
☎ 22-9660 FAX 26-0151



市・県民税の申告について

市営住宅の入居者募集

【募集戸数】
○木根団地 1戸
○下川原団地 (子育て支援世帯) 1戸

※単身での入居はできません。
※子育て支援世帯は、0歳から義務教育終了までの子と同居し、かつ養育している世帯です。

【入居資格】

次のすべてに当てはまる人
○市内在住または在勤の人(外国籍の人は、国内に2年以上継続して居住していること)
○同居人も含めて市税などを滞納していないこと
○過去に市営住宅に入居していた人で、家賃・駐車場使用料・共益費などを滞納していないこと
○現在、住宅に困窮していることが明らかであること
○同居しようとする親族(婚姻者を含む)がいること
○公営住宅法に定める所得基準に適合していること
○独立の生計を営み、入居者と同年以上の収入がある連帯保証人が原則2人いること(連帯保証人は市内在住もしくは在勤であるか、または入居者

の親族であること)ただし、入居者に特別な事情(高齢者、障がい者、ひとり親など)がある場合は、連帯保証人が1人または免除となります。(免除の場合、緊急連絡先が必要)
○暴力団員でないこと

【申込方法】
住宅課・各支所(上野支所を除く)にある申込用紙に必要事項を記入の上、郵送または持参
※持参の場合は各支所(上野支所を除く)でも受け付けます。

【申込期間】

1月11日(木)～18日(木)
午前9時～午後5時
※土・日曜日、祝日を除く。
※郵送の場合は1月18日(木)必着

◆公開抽選会

【とき】

2月19日(月)
午前9時30分～

【ところ】

本庁舎 3階会議室301
※抽選開始時間に不在の場合は失格になります。

【申込先・問い合わせ】 住宅課 ☎ 22-9737 FAX 22-9736 ✉ jutaku@city.iga.lg.jp



申告に必要なもの

①本人確認書類(マイナンバーカード)

※マイナンバーカードがない場合は、通知カード(氏名、住所などが住民票の記載事項と一致していること)と身元確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポート、在留カードなど)

②申告書(税務署または市役所から送付された人)

③税務署からのお知らせがき(送付された人のみ)

④令和5年中の所得を明らかにできる書類

○給与・報酬・賃金・年金がある人は、源泉徴収票または支払調書
○営業・農業・不動産所得がある人は、収支内訳書または青色申告決算書(事前作成)
○配当・一時・雑所得などの所得がある人は、配当の支払通知書などその所得を証明する書類

⑤控除を受けるために必要な証明書など

○国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収証または証明書

※あらかじめ令和5年中の支払金額を計算しておいてください。年金から天引きされている場合は、公的年金などの源泉徴収票に金額が記載されています。

○国民年金保険料の控除証明書
○生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの証明書
○医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(事前作成)
○そのほか、受けようとする控除の必要書類または証明書類

⑥所得税の還付申告をする人は、預貯金口座情報のわかるもの(申告する人の名義に限ります。)

⑦筆記用具

※申告内容によっては①～⑦以外にほかの書類などが必要になる場合があります。
※昨年の申告書の控えや申告資料をお持ちいただくと、申告内容の確認などがスムーズにできます。

その他注意事項

◆医療費控除の明細書

領収証などの提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などを添付することで、明細の記載を省略できます。このお知らせに記載されていないものがある場合は、医療機関で発行された領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付する必要があります。また、高額療養費などで補填された場合は、その金額を自己負担額から差し引いてください。領収書は確定申告期限から5年間保存してください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

伊賀市国民健康保険で診療を受けた人へ

「国民健康保険医療費のお知らせ」を送付します。再交付はできませんので、なくさないように注意してください。

○令和5年1月～11月診療分…2月上旬
○令和5年12月診療分…3月上旬
(問い合わせ: 保険年金課 ☎ 22-9659)



◆ふるさと納税(寄附金控除)の申告

「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用に関する申請書を提出している人でも、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合や医療費控除を受けるなどの理由により所得税の確定申告をする場合は、ふるさと納税を行ったすべての金額を寄附金控除の計算に含め申告する必要があります。

◆確定申告書 第二表 住民税に関する事項の記入

16歳未満の扶養親族、配当に関する住民税の特例、非居住者の特例、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、寄附金税額控除などの各事項について、該当がある場合は必ず記入してください。記入のない場合は、住民税額の課税計算に適用されません。

◆申告と各種証明書の発行

所得税や市・県民税の申告が必要な人が申告をしないと、借入れ、扶養、住宅、福祉、教育などの申請に必要な証明書(所得証明書・課税証明書)が発行できません。また、各種制度での適用が受けられなくなることがあります。

要支援・要介護認定を受けている人の

税の障害者控除

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちでなくても、次のすべてに該当する人は、「障害者控除対象者認定書」により、所得税、市・県民税の障害者控除を受けることができます。

○市内に住所がある65歳以上で、12月31日現在で要支援・要介護認定を受けている人
○直近の市介護認定審査会資料で、日常生活自立度の判定が、障害者控除対象者認定基準以上である人
認定書の交付には申請が必要です。認定書の交付は1月中旬以降となります。認定基準など、ご不明な点はお問い合わせください。

(問い合わせ: 介護高齢福祉課 ☎ 26-3939)